

西成区と「地域見守りにかかる連携協定」の締結式を開催  
～ 金融機関で初めて西成区の協力事業者として連携 ～

大阪シティ信用金庫（本店 大阪市、理事長 河村正雄）岸の里支店（支店長 奥田和則）と萩之茶屋支店（支店長 児島育善）は、金融機関で初めて、大阪市西成区（区長 横関稔）と「協力事業者による地域見守りの取組みにかかる連携協定」を締結することとなり、下記のとおり締結式を行います。

これは、現在大阪市と締結している「包括連携協定」を具体化する施策として、同区に所在する当金庫の2店舗と同区が連携するもので、区内の支援を必要としている方を早期に発見し、孤立死を未然に防止することを目的として締結するものです。

## 記

1. 開催日時  
平成29年2月22日（水）11:00～11:30
2. 開催場所  
大阪市西成区役所7階 区長応接室（西成区岸里1丁目5番20号）
3. 出席予定者  
(大阪市西成区)  
大阪市西成区長 横関 稔  
  
(大阪シティ信用金庫)  
理事・業務推進部長 青野 年晃  
岸の里支店長 奥田 和則  
萩之茶屋支店長 児島 育善
4. 次第
  - (1) 開会
  - (2) 出席者紹介
  - (3) 協定書締結の趣旨説明
  - (4) 協定書締結
  - (5) 西成区長あいさつ
  - (6) 大阪シティ信用金庫理事あいさつ
  - (7) 写真撮影
  - (8) 閉会
5. 連携事項
  - (1) 当金庫が業務活動を通じて区民の異変を察知し、当該事項を区役所に通報すべきと認めた場合は、通常業務に支障のない範囲で確認できた事項について、区役所が別に定めるガイドラインに沿って通報を行うものとする。
  - (2) 区民が緊急を要する事態となっていることが容易に推定できるときは、警察署または消防署へ直接通報するものとする。

以上